

粕屋町商工会員 各位

粕屋町商工会
会長 青木 善秀
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者に対する
固定資産税・都市計画税の軽減措置について

【制度概要】

新型コロナウイルス感染症により事業収入が減少した中小企業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、事業用家屋及び償却資産に係る固定資産税・都市計画税の負担が軽減されます。

【対象となる事業者】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入が、前年同期と比較して30パーセント以上減少した中小企業者等

中小企業者等とは以下1～3いずれかに該当する事業者をいいます

1. 資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人
2. 資本又は出資を有しない法人の場合、常時雇用する従業員数が1,000人以下の法人
3. 常時雇用する従業員が1,000人以下の個人

ただし、「同一の大規模法人から2分の1以上の出資を受ける法人」又は「複数の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人」を除きます。

【軽減対象となる固定資産税の範囲】

令和3年度の固定資産税のうち、事業用家屋及び償却資産

【軽減率】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間のうち、前年の同期と比較した割合で軽減率が変わります。

令和2年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同期比減少率	軽減率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

(裏 面 へ 続 く)

【申請の流れ】

町に申請する前に、国の認定する機関へ、事業収入の減少を確認できる書類等を提出し、確認を受ける必要があります。国の認定する機関の一覧や、提出する書類の詳細は、中小企業庁又は粕屋町役場ホームページをご覧ください。

- 1.事業収入の減少を確認できる書類を準備する。
- 2.特例申請書に、軽減要件を満たしていることなどの必要事項を記入し、関係書類一式を認定経営革新等支援機関等に提出し、確認印をもらう。
- 3.必要書類を添付のうえ、期限までに町に申告書を提出する。
町への提出書類は次項を参照ください。

【町への提出書類】

1.特例申告書

認定経営革新等支援機関等の確認を受け、確認印が押印されたもの。

2.特例対象資産一覧

事業用家屋を軽減対象資産として申告する場合は、申告書と同様に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。

3.事業収入が減少したことが確認できる書類の写し（会計帳簿や青色申告決算書等）

4.償却資産申告書（償却資産を軽減対象資産として申告する場合）

【提出方法】

上記の必要書類を揃えて、粕屋町役場税務課の窓口への持込み又は郵送にてご提出ください。新型コロナウイルス感染拡大を防止するため、可能な限り郵送による申請をお願いします。

【申請窓口・送付先】

宛先：粕屋町役場 税務課 固定資産税係

郵便番号：811-2392

所在地：粕屋町駕与丁1丁目1番1号

【申請受付期間】

令和3年1月4日（月曜日）から2月1日（月曜日）まで（当日消印有効）

窓口受付：平日の午前8時30分から午後5時まで（祝日除く）

【お問い合わせ先】

・粕屋町役場 税務課 固定資産税係 TEL：938-0237（直通）FAX：938-3150

・粕屋町商工会 TEL：938-2456 FAX：938-2500

【関連参照先】

粕屋町役場：<https://www.town.kasuya.fukuoka.jp/s010/010/010/010/080/20201102194901.html>

中小企業庁：<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2020/200501zeisei.html>